

諮問実施機関：熊本県教育委員会
諮問日：令和元年（2019年）8月9日（諮問第201号）
答申日：令和2年（2020年）6月11日（答申情第160号）
事案名：学校職員の自己評価シートの不開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、学校職員の自己評価シートについて、平成31年（2019年）1月23日に行った不開示決定については、自己評価シートの様式を示す部分を開示すべきである。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成31年（2019年）1月9日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成27年度人事評価シート ○○○小学校 A B C D E（特定学校職員氏名）」という内容の開示請求を行った。
- 2 平成31年（2019年）1月23日、実施機関は、「平成27年度に○○○小学校に在職していた次の職員の同年度自己評価シート 1 A、2 B、3 C、4 D、5 E」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、条例第7条第2号の規定に該当することを理由として不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 平成31年（2019年）4月8日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和元年（2019年）8月9日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨
全部開示を求める。
- 2 審査請求の理由
審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね次のとおりである。
(1) 審査請求書

もともと文書として存在するのに、全く出さないということがおかしい。また、仮に個人に関する情報であっても、それ以外の特定の個人を識別する情報以外のものは開示すべきである。よく内容を精査して開示

していただきたい。

(2) 反論書及び意見書

ア 「知る権利」とは、国民が情報収集を国や公共団体の権力に妨げられることなく自由に行える権利である。加えて、国家に対して情報の公開を請求することができる権利でもある。これらの権利は憲法 21 条の「表現の自由」として保障されている。また、条例第 7 条第 2 号イでは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、審査請求人に対し、行政文書を開示しなければならない」とある。国民が国や公共団体の権力に妨げられることなく情報収集することが認められている以上、不開示決定処分を取り消し、全部開示すべきである。

イ 日本国憲法第 15 条、地方公務員法第 37 条には、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と規定されている。よって、自己評価シートに、公務員（職員）の達成状況、評価等が記載されているため、国民がその情報を申請した時には、開示すべき文書だと考える。

ウ 条例第 9 条には、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第 7 条第 1 号の情報を除く）が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対して、当該行政文書を開示することができる」とある。自己評価シートは、公益性があるものなので、全部開示すべきである。また、個人の権利利益が害されるおそれがあるといっても、公務員である以上、国民の公益性をより重視すべきである。

エ 全部開示すべきと主張する根拠について、次の理由を挙げる。

まず、そもそも情報公開制度の目的は、「県民の県政に対する理解と信頼の確保」、「県民の県政参加の促進」、「開かれた県政の推進」の三つである。（熊本県情報公開制度案内より）処分庁は、このことをよく理解した上で、この制度を運用していく必要がある。

また、熊本県個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第 16 条柱書、同条第 3 号及び第 17 条の 2 を開示すべき根拠として挙げる。

オ 個人情報保護条例第 16 条第 3 号にあるように、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に関しては、開示義務がある。〇〇〇〇〇。〇〇〇〇〇。これらは、憲法第 25 条に掲げられている生存権にも関わる問題である。よって審査請求人の人権も害されている。よって、処分庁の不開示処分を取り消し、全部開示を行い、審査請求人の〇〇〇〇をきちんと明らかにすべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第7条第2号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るような情報が記載されている行政文書については、原則として不開示とすることを定めている。（いわゆる「個人識別型」の採用。）対象文書である自己評価シートは、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。
- 2 条例第7条第2号ただし書ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分について公開することを定めている。

熊本県が定める熊本県情報公開条例解釈運用基準では、「『職務の遂行に係る情報』とは、公務員等が県、国、他の地方公共団体又は独立行政法人等並びに地方独立行政法人及び公社の機関の一員として、その組織上の地位に基づいて所掌する事務事業に関して、当該事務事業を実施したことにより記録された情報をいい、例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する身分取扱いに係る情報、健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない」とされており、教育委員会でも上記運用基準に沿った取扱いをしている。

対象文書に記載されている情報は、人事評価制度における当該職員による自己目標及び達成状況（自己評価）並びに当該職員に対してなされた評価結果であり、個人の内心及び評価に関する情報であって、公務員としての具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報ではなく、職務の遂行に係る情報ではないため、同号ただし書ウには該当しない。

- 3 不開示情報の記載部分を除くと、対象文書の様式を示すだけのものとなり、条例第8条第1項ただし書の規定により、有意の情報が含まれなくなると認められるため、対象文書の全部の開示をしない旨の決定を行ったものである。また、氏名等を不開示にした場合も、情報の内容から個人を識別されるおそれが十分に想定される。また、仮に個人を識別できないとしても、対象文書に記載されている情報は、個人の人格と密接に関連する情報であるため、公にすることにより、なお個人の権利利益が害されるおそ

れがあると認められることから、同条第2項の規定による開示対象とはならず、対象文書の全部を開示しない旨の決定を行ったものである。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、平成27年度に〇〇〇小学校に在職していた5名の学校職員の同年度自己評価シートであり、次の情報が記載されている。

- (1) 自己評価シートを作成した学校職員の所属、氏名、印影、性別、年齢、教職勤務年数及び評価結果に係る開示希望の有無
- (2) 自己目標の設定・達成度評価
- (3) 面談者の氏名及び印影並びに面談者が所見を記載した日付
- (4) 面談者による評価及び所見

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 同号の解釈について

(ア) 同号は、次の情報を不開示情報として規定している。

個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（中略）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(イ) 同号は個人の権利利益の十分な保護を図るため、前段において、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されうるような情報については、原則として不開示とすることを定める（個人識別型）とともに、後段において、特定の個人を識別することはでき

ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報についても、同様に不開示とすることを定めている。

その一方で、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も不開示情報に含まれることになるおそれがあることから、ただし書において、公知の情報等個人に関する情報であっても不開示情報から除かれるべき情報を例外的に開示することとしたものと解される。（条例解釈運用基準を参照）

（ウ）同号ただし書ウは、公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果を公にする意義と公務員等の個人としての権利利益の保護の要請の調和を図る観点から、少なくとも、どのような地位、立場にある者がどのように職務を遂行しているかについては、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはしないこととしたものと解される。（条例解釈運用基準を参照）

また、「職務の遂行に係る情報」とは、条例解釈運用基準によれば「公務員等が県、国、他の地方公共団体又は独立行政法人等並びに地方独立行政法人及び公社の機関の一員として、その組織上の地位に基づいて所掌する事務事業に関して、当該事務事業を実施したことにより記録された情報」を指し、「具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する身分取扱いに係る情報、健康情報、休暇情報（期間等除く。）等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。」とされている。

同号ただし書ウに係る上記の解釈について、特段不合理な点はなく、当審議会としても是認できるものである。

イ 同号本文該当性について

本件行政文書は、特定の学校職員に係る自己評価シートであり、前記1（1）から（4）までの情報は、全体として当該学校職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、同号本文に該当すると認められる。

ウ 同号ただし書該当性について

前記1（1）から（4）までの情報は、当該シートを作成した学校職員が設定した自己目標及びその達成度評価並びに面談者による評価及び所見等であり、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報ではなく、「職務の遂行に係る情報」とは認められないため、同号ただし書ウには該当しない。

また、ただし書ア又はイに該当する事情も認められない。

エ 同号該当性について

前記イ及びウのとおり、本件行政文書に記載された前記1（1）から（4）までの情報は、全体として条例第7条第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。したがって、当該情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

（2）条例第8条第2項の適用について

ア 同項の解釈について

（ア）同項は次のとおり規定している。

開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（イ）条例第7条第2号前段の情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

条例第8条第2項は、開示請求に係る行政文書に条例第7条第2号前段に規定する情報が記録されている場合において、当該情報のうち、個人を識別させる部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、その他の部分は、同号前段の情報に含まれないものとみなして、条例第8条第1項の規定を適用し、開示することとした規定と解される。（条例解釈運用基準を参照）

イ 同項の適用について

本件行政文書に記載された前記1（1）から（4）までの情報について、条例第8条第2項の適用による部分開示の可否を検討するに、当該文書は特定の学校職員を指定した開示請求に対して特定した文書であることから、仮に氏名等を不開示としたとしても、開示した情報の内容から特定の個人を識別することができる可能性は否定できない。

したがって、前記1（1）から（4）までの情報について、条例第8条第2項の適用による部分開示を行わなかった実施機関の判断は妥当なものと認められる。

（3）条例第8条第1項の適用について

ア 同項の解釈について

（ア）同項は次のとおり規定している。

実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(イ) 同項に規定する「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示情報が記録されている部分を区分して除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味し、社会通念に照らして客観的に判断すべきものと解される。(条例解釈運用基準を参照)

イ 同項の適用について

本件行政文書に記載された情報について、条例第8条第1項の適用による部分開示の可否を検討するに、既述のとおり、前記1(1)から(4)までの情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

これらの情報を除いた残りの部分は、当該自己評価シートの様式を示す情報のみであるが、学校職員がどのような項目について自己評価を行っているのかという情報は、社会通念に照らして、有意の情報ではないとは認められない。

また、当審議会が実施機関に確認したところ、学校職員の自己評価シートの項目及び様式は、熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則及び熊本県市町村立学校職員の人事評価実施要領に規定されており、両規程及び様式とも熊本県立教育センターのホームページに掲載されているが、同ホームページに掲載されている規程及び様式は平成27年度当時のものと異なっているとのことであった。

一般の県民が、前記の規程及び様式が同ホームページに掲載されていると知っているとは考え難いうえに、現在平成27年度当時の様式は掲載されていないため、当該自己評価シートの様式の開示に意味がないと認めることはできない。

したがって、様式を示す情報については、条例第8条第1項を適用し、開示することが妥当である。

(4) 条例第9条の適用について

ア 同条の解釈について

(ア) 同条は次のとおり規定している。

実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報(中略)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができ

る。

(イ) 条例解釈運用基準によれば、同条の規定は、条例第7条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができる」と規定しているものであり、「公益上特に必要があると認めるとき」に該当して、行政文書を公開できる場合とは、緊急の災害発生時等基本的人権に関わる個人のプライバシーと比較し得る特段の事情、必要性が現に存する場合に限られるとされている。

同条に係る上記の解釈について、特段不合理な点はなく、当審議会としても是認できるものである。

イ 同条の適用について

審査請求人は、学校職員の自己評価シートは、公益性があるものなので、条例第9条に基づき全部開示すべきと主張している。

しかし、本件について、緊急の災害発生時等基本的人権に関わる個人のプライバシーと比較し得る特段の事情、必要性が現に存する場合に当たるとは考えられない。

したがって、本件行政文書について、条例第9条を適用し、公益上の理由による裁量的開示を行う必要があるとは認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審議会の判断に影響しない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議の経過

次のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和元年（2019年）8月9日	・ 諮問（第201号）
令和2年（2020年）1月22日	・ 審議
令和2年（2020年）3月25日	・ 審議
令和2年（2020年）5月28日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		徳永	達哉
委	員	井寺	美穂
委	員	金澤	裕子
委	員	詫間	幸江